

電気需給契約書（案）

発注者彩の国さいたま人づくり広域連合と受注者〇〇〇〇〇〇〇との間において、次のとおり電気の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき電気の供給を行うものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は次のとおりとする。

（1）件名

彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センターで使用する電気

（2）需要場所

さいたま市北区土呂町2-24-1 自治人材開発センター

（3）供給期間

令和8年12月の計量日から令和9年12月の計量日の前日まで

ただし、発注者は、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除することができる。

（4）契約保証金

金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 又は 免除

（契約単価等）

第3条 この契約における契約単価等は、別紙1「契約単価一覧表」（以下「別紙1」という。）による。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第5条 受注者が一般送配電事業者との接続供給契約等により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者は、契約電力の範囲内で自由に電力を使用することができる。この場合において、発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、当該需要場所におけるその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、この需給契約による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給

契約によって受けた電気の供給とみなす。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、発注者より申し出る。

- (1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と需給開始月からの月別請求書に記載された最大需要電力のうちのいずれか大きい値を上回るとき。
 - (2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなき。
- 2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、発注者受注者協議により速やかに契約電力を定めることとし、それまでの間の契約電力は第1項によって定めることとする。

(単位及び端数処理)

第8条 本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金の合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- (5) 料金の合計金額に含まれる消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を算出する場合の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(計量及び検査)

第9条 計量日は一般送配電事業者が定める日とし、受注者は計量日時に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の算定)

第11条 1月の料金は、電力基本料金（消費税等相当額を含む。）及び電力量料金（消費税等相当額を含む。）の合計した金額に、燃料費調整額（消費税等相当額を含む。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（消費税等相当額を含む。）を加えた合計とする。

- 2 第1項の電力基本料金は別紙1に定める電力基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき電力基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき電力基本料金を1パーセント割増しするものとする。

- 3 第1項の電力量料金は別紙1に定める電力量料金単価に第9条で算定した使用電力量を乗じ算出するものとする。

(料金の請求及び支払い等)

- 第12条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、第11条によって算出した金額を1月毎に発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 発注者は、前項の期間内に料金を支払わなかった場合は、遅延利息として、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じて、当該未払金額から消費税等相当額を差し引いた金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和42年12月12日法律第256号)第8条で定める財務大臣の決定する率を乗じて計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機密の保持)

- 第13条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても、この責任を負うものとする。

(再委託等の禁止)

- 第14条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(発注者の催告による契約の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 納入期限内に納品しないとき又は納品する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
 - (2) 契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
 - (3) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する

ことができないとき。

(6) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第3号に該当する場合とみなす。

ア 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

2 発注者は、全項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

(違約金)

第17条 受注者は、電気の供給が滞った場合、滞った日数1日につき当該契約に係る予定使用額にその日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りでない。

2 受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める電力量料金単価を乗じて得た額に基本料金を加算した額から消費税等相当額を差し引いた額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

3 前各項に定める違約金の総額が100円に満たないときは、発注者はその額を徴収しないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、電気の供給が滞り、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第19条 この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、第17条第2項に定める違約金(算定期間は全契約期間とする。)に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年3.0パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第20条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（事業者調査への協力）

第21条 発注者がこの契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（事情変更）

第22条 契約期間中において、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者と受注者との協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約の定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上書面により定めるものとする。

（協議事項等）

第23条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上決定するものとする。

（訴訟の提起）

第24条 本契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

（優先順位）

第25条 優先順位は次による。

- 1) 本契約書
- 2) 協議書、承諾書又は覚書
- 3) 受注者制定の電気需給約款

- 4) 関東管内のみなし小売電気事業者制定の電気需給約款
- 5) その他参考資料等

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 埼玉県さいたま市北区土呂町2-24-1
彩の国さいたま人づくり広域連合
広域連合長 吉田 信 解

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

契約単価一覧表

以下の基本料金、電力量料金には消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき算出する消費税額及び地方消費税額を含むものとする。なお、消費税率は 10% とする。

電力基本料金 (1 月あたり)	
	基本料金単価 (契約電力 1 キロワットにつき)
主契約	円 銭
電力量料金	
	電力量料金単価 (使用電力量 1 キロワット時につき)
夏季	円 銭
その他季	円 銭

夏季 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間

その他季 夏季以外の期間

(注) 契約単価には、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。